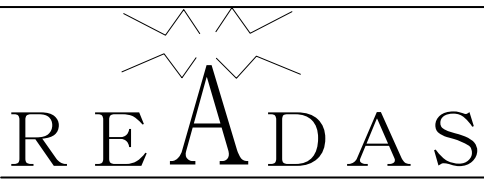


第 4907 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 1月23日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 国外財産調書と財産債務明細書

Q：今年から、国外に財産があると国外財産調書を提出しなければならなくなったようですが、財産債務明細書を提出している場合でも提出しなければならないのですか？

A：提出しなければなりません。

【解説】

平成24年度の税制改正で、12月末現在における国外財産の額が5,000万円を超える者は、今年の確定申告時から国外財産調書を提出しなければならなくなりました。

一方、所得税の確定申告書を提出する者で、その年分の所得金額が2,000万円超である者については、財産の種類、数量、価額、債務の金額その他必要事項を記載した財産債務明細書を所得税の確定申告書の提出時に所轄税務署に提出しなければならないこととなっています。

財産債務明細書は所得金額が2,000万円超という所得要件がありますが、国外財産調書については所得金額に関係なく、5,000万円を超える国外財産を有していれば提出しなければならないこととなっている点で要件が異なりますが、両方の要件に該当する者については、それぞれの書類を提出しなければならないこととなっています。

ただしこの場合には、国外財産調書に記載した財産については、財産債務明細書において、「国外財産については国外財産調書に記載のとおり」などと記載して、明細を省略することができることとされています。

